

○厚生労働省告示第七十七号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、委託検体検査の検査料の算定方法（昭和六十年二月厚生省告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。